

令和3年度第2回  
東京都ひきこもりに係る支援協議会

令和3年7月12日

(午後5時00分 開会)

○小澤生活支援担当課長 定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第2回東京都ひきこもりに係る支援協議会を開会いたします。

本日、開催に当たりまして、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席くださいまして、誠にありがとうございます。議事に入りますまでの間、進行役を務めます、生活福祉部の生活支援担当課長の小澤です。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、会議資料です。資料1から4をあらかじめ送付しております。議事の都度、落丁等ございましたら、事務局にお申し出ください。

また、本日の会議ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ウェブ会議形式による開催としております。また、本日、傍聴の方がいらっしゃいます。会議資料及び議事録については、後日ホームページに掲載いたします。委員の皆様が御発言される際は挙手していただき、会長から指名されましたら、マイクのミュートを解除した後に、御所属とお名前をお願いいたします。その後、続けて御発言をお願いいたします。なお、発言が終わりましたら、再度マイクをミュート状態にしていただきますよう、お願いいたします。また、接続状況が悪く、マイクが途切れてしまう場合がございます。その場合にはカメラをオフにして、マイクのみでお話しいただければと思います。接続状況を考慮してビデオを停止している場合に御連絡等いただく場合には、チャット機能も御使用いただければと思います。また、接続状況が悪いという場合が、各端末において発生いたしましたら、ビデオを停止したり、場合によっては一度退室して再度入室いただくと、改善する場合がありますので、お試しいただければと思います。

次に、委員の皆様の出欠について御報告いたします。本日、東京都民生児童委員連合会の市村委員から、欠席の御連絡をいただいております。

それでは、これ以降の進行を、笠井会長をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします

○笠井会長 それでは、議事に入らせていただきます。

前回は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮してウェブ会議により開催し、3点の議題について御議論いただきました。1点目は、これまでの議論の整理について、皆様と共有しました。

2点目は、ひきこもりに関する支援状況等調査の結果について、事務局から報告し、皆様方から様々な御意見をいただきました。

3点目は、ひきこもり当事者の家族への支援について、立正大学の徳丸委員と、KHJ家族会連合会の上田委員にプレゼンテーションを行っていただき、皆様から様々な御意見をいただきました。

本日の議題は2点予定されておりまして、1点目は、都の今年度の取組について皆様と共有し、御意見を頂戴したいと思っております。2点目は、提言案について皆様とこの場で共有し、御意見を頂戴したいと思っております。

それでは、議事の一つ目です。東京都の今年度の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 それでは、事務局から、資料2について、都の今年度の取組ということで、御説明いたします。資料2を画面共有いたします。資料の右上、新型コロナウイルス感染症の影響で、最初予定していたスケジュールから遅れが生じてしまいました。関係機関向け支援状況等調査が、令和2年度当初にできずに、秋からの実施になりまして、もともとは昨年の秋に提言を予定しておりましたが、1年遅れてしまったところです。そうした中で、協議会の中間のとりまとめを、昨年10月に出しております。そうした状況ではありますが、今年度、東京都としては3点ほど、新たな取組を実施しています。

一つは、真ん中の列の一番下にあります、「広告事業の展開」です。新規で予算がついておりまして、こちらは、秋以降に、この後いただいた提言の内容を踏まえまして、試行実施をしました上で、来年度以降につなげていきたいと考えています。

次に、右上にあります、「地域におけるネットワーク構築支援事業」です。こちらは、ひきこもりサポートネットと区市町村の担当部局と、顔の見える関係をつくりまして、今年度はモデル的に10区市と実施したいと考えております。ひきこもりサポートネットと区市町村の担当部局と、日常的な連携につなげていきたいと考えています。

三つ目は、その下の、「ひきこもりに係る支援者等育成研修」です。こちらは、もともとひきこもりサポートネットが行っていた研修を、今年度から、区市町村の福祉保健部門とつながりが強い、東京都福祉保健財団に委託をして、来年度以降の研修の充実につなげていきたいと考えています。以上です。

○笠井会長 御説明いただきまして、ありがとうございました。それでは、今年度のこの東京都の取組について、御発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。上田委員、どうぞ。

○上田委員 都の今年度の取組と(2)の提言案と、リンクする部分がありますので、2番の提言案の説明を伺ってから発言したいと思います。手を挙げたのですが、すみません。

○笠井会長 では、その際に、御発言いただければ結構です。また、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。林委員、どうぞ。

○林委員 はい、一つだけお話ししたいのが、新規や再構築、それから全てにおいてですが、これまでもお話させていただいているとおり、当事者や家族会などの意見をできる限り取り入れた上で、新しい事業を行っていただきたいということがあります。また、その様々な事業についても、中身をしっかりと必要とされる人に届くものにするためにも、丁寧につくっていかないといけないと思いますので、その辺りをよろしくお願いたしたいということ、その1点だけです。ありがとうございました。

○笠井会長 林委員、ありがとうございます。今の林委員の御意見に対して、東京都から何か御発言ございますか。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。この協議会でも、やはり当事者会、家族会、そういった方々、それから委員の皆さんからの意見を聞きながら実施することの重要性は、非常に痛感しております。今年度も、いろいろとアドバイスをいただきながら、実施してまいりたいと思います。また、いろんな広報物のデザインなども、とても大事であるという話も伺っております。いろいろと試し試し実施していきながら、協議会にも、また、御報告してまいりたいと考えています。どうぞよろしく申し上げます。

○笠井会長 ありがとうございます。ぜひ、当事者や御家族と関係団体の御意見を、取り入れていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。向山委員、どうぞ。

○向山委員 練馬区保健所の向山です。研修について後で申し上げようかと思っていたんですけども、ここに出ていますので、1点お願いがあります。今、私たちは、自殺のゲートキーパー研修を実施しておりますけれども、実際にはフォローアップができていないので、現実はその研修を受けられた方が、事例にどういうふうに関わっているのかということが、評価をできたり、あるいは、またその方々がどんなふうに参加されているのかということが、次のステップに関われるよう、やってやりっ放しというふうにならないように、ぜひ、もう御検討いただいていると思いますが、よろしく申し上げます。

○笠井会長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。徳丸委員、どうぞ。

○徳丸委員 2番目に上げられております、地域におけるネットワーク構築支援事業について、意見を述べさせていただきます。どの事業も大事ですけれども、この事業は、非常に大事な事業だと感じております。この事業は、区市町村に対して、ひきこもりサポートネットが啓発などしていく事業かと思っておりますけれども、自治体に対して民間団体が働きかけを行うことは、なかなかハードルが高い部分があるのではないかと感じておりますので、都庁の大きな支援が必要かと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。上田委員、どうぞ。

○上田委員 まず、当事者、家族向けの相談支援を行っている「ひきこもりサポートネット」の運営について、先ほど林委員が言われていましたが、本当に当事者、家族が必要としている支援にリーチしているのかという、やはり効果の検証をどこまでされているかの情報共有を、ぜひしていただきたいと思っております。この訪問も、東京都ひきこもりサポートネットは5回まで無料と聞いておりますが、その訪問に対して、家族や本人、また特に家族会で多いのは、5回は無料なのに、その後が有料になってしまうので

すかという質問が多くあります。そうすると、やはり、経済的な面で支援を受けられない、では、やはり無理なんではないかということで、家族会に相談に来られたり、いろんなケースがあると思います。そういった現在のひきこもりサポートネットの運営について、ぜひ、現状の成果や効果を教えていただける機会を、設けていただきたいと思っております。

また、新規の広告事業の展開について、本当に必要な事業だと思っております。特に、言葉の受け取り方一つで、やはり、相談してもいいんであろうかと、相談に躊躇してしまう方が少なくないと思っております。そこに、断らない、丸ごと受け止めます、一人ひとりのどんな小さな声でも受け止めますという、やはりその姿勢が、ホームページや各広告にきちんと表れていただきたいと思っております。その中で、例えば、御兄弟、御家族、御本人も、こういうケースでこういう相談が寄せられているんだという相談内容の御紹介ですとか、あと、どんなに小さなことも、本当に何でも丸ごと受け止めますというような、何でも断らない相談ですというような、そういった言葉がけは本当に必要であると思っております。

それから、早期に適切な支援につなげるサポートネットの運営の中で、東京もいろんな資源がございますので、その資源をコーディネートできるコーディネーターの育成というのは、本当に要になってくるのではないかと思います。複合的な困難を抱える方が、適切な支援につながるために、その橋渡しをしていく方が、本当に重要な役割になってくるかと思っております。

また、地域におけるネットワーク構築支援事業の再構築、ここにはぜひ、地域資源の中に、家族の孤立を防ぐ、地域の受け皿となる地域家族会、後で提言案でも申し上げますが、やはり家族支援、家族相談の部分で、地域家族会も、ぜひこのネットワークの中に含めていただきたいと思っております。

最後に、ひきこもりに係る支援者等育成研修でございます。こちらの育成研修に関しても、先ほど林委員がおっしゃっていた、当事者や家族の声を聞くために、そういった当事者・家族や、ピアサポーターといった経験を持つ者の体験発表や、気づきからどうという回復を経てきたかという、そのような事例の発表なども、この育成研修に、ぜひ含めていただきたいと思っております。また、そこから適切なアセスメントの指標や、アセスメントのプロセスなどについても、協議していく場を望んでおります。以上でございます。

○笠井会長 上田委員、様々な貴重な御意見ありがとうございました。東京都でも検討していただければと思います。どうぞ。

○小澤生活支援担当課長 事務局の小澤です。今、貴重な御意見をいくつかいただいた中で、ひきこもりサポートネットの現状に関する話をいただきました。こちらの内容について、今後も協議会の中でも御説明していきたいと思っておりますが、青少年治安対策本部から福祉保健局に、ひきこもりサポートネットが移管されまして、少しずつ、相談の

在り方等を、今、委託業者とも話し合いながら、お話のような方向で進めております。今まではどちらかというと、相談につながった方への対応と、そこから、支援、特に若者の支援につなげるというところが強かったと思いますが、ここは一つ、東京都ひきこもりサポートネットとしても、新しく、これからは本当に、まだ相談につながっていない方はいかに支援をしていくかというところと、あとは何よりも、区市町村の相談支援体制を充実させながら、そこと連携をしていくということが必要だと思っております。これらについては、今回の提言も受けて、これから進めていきたいと考えているところです。また、ホームページも、そういった色合いに変えていく中で、当然、そういうメッセージを打ち出していないといけないと考えておりますので、引き続き、いろいろな御助言をいただければと思っております。

また、研修も、今年度から東京都福祉保健財団にお願いをしております。今までの研修を引き続いて実施しているというところではありますが、これからは、相談をなかなかできない方にどうやって支援を届けるかという視点で、研修も充実させていかなければいけないと思っておりますので、その辺り、今回提言をいただいて、その後の、次回以降の協議会のテーマともなってくるかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○笠井会長 どうもありがとうございました。それでは、まだ御意見もあるかもしれませんが、一旦、会議時間の都合もありますので、一番目の議題はここまでとさせていただきます。

続きまして、議事の2点目、提言案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 では、提言案について、資料3と資料4です。まず、資料3を御覧いただきたいと思っております。資料3は、提言案全体の構成を簡単に御紹介しております。昨年秋の中間のとりまとめをベースといたしまして、実態調査の結果が得られましたので、その結果を踏まえて、再構成をいたしました。第4章の中で、普及啓発、情報提供と、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな支援、切れ目のない支援体制と、三つの柱が重要であるということ、第3章の現状と課題から導き出すような形で構成しております。また、第5章では、三つの柱から七つの提言を、これも順番等も考えながら、論理的に記載しております。

では、本文、資料4を御覧ください。資料4の第1章は2ページから始まります。2ページから3ページまでは、最近までの国の取組を文章形式で掲載しており、昨年秋に国から出ました通知も含めて記載しております。またその後は、3ページから5ページまで、東京都の取組を記載しております。4ページ目の下辺りには、今年度の取組についても、一部記載しております。

それから、第2章は6ページ、ひきこもりの定義について、国の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の定義の後、中段付近、地域共生社会の視点で捉えることが大事だということ、新たに記載しております。また、6か月以前からの支援も必要だという視点を、最後に付記しております。

続きまして、第3章です。第3章は現状と課題について、まずはひきこもりに関する支援状況等調査の概要を記載しております。次のページは当事者の状況等を書きまして、次のページへ行っていただいて、協議会の話も踏まえて、調査結果も踏まえて書いています。10ページでは、コロナの状況を記載しています。

続きまして、当事者団体、家族会による相談・支援の状況ということで、ひきこもりU X会議とKHJ全国ひきこもり家族会連合会での取組について、今までの協議会の議論の中で御説明いただいたことを記載しております。

その後は、区市町村の現状について、ひきこもりサポート事業を活用している区市町村は、まだまだ少ないといった記載をしております。

また、先行事例ということで、足立区と町田市を取組を記載しております。

続きまして、第4章でございます。第4章は、ひきこもりに係る支援にあたっては3つの視点で取り組むことが重要ということで、先ほど述べました3つの視点をここに書きまして、実態調査と今までの協議会の議論から、これを結びつけてまとめています。

1点目は、「都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信」について、社会全体へのメッセージとしては、偏見や差別的対応を排除して、当事者や家族の孤立を防ぐ観点、ひきこもりへの偏見は排除しますということに記載しております。それから、当事者や家族へのメッセージとしては、ひきこもりは誰にでも起こりうる自身の身を守る反応の一つであるという旨のメッセージを発信して、安心して相談できるようにしていきたいと考えています。

続きまして2点目です。「一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援」ということで、常に当事者本位の視点を徹底するということと、ストレングスの視点なども触れています。その後、家族支援の観点、まずは、当事者を支える家族という観点について触れています。

最後、27ページ、3点目「切れ目のない支援体制の整備」では、地域におけるネットワーク構築の重要性について触れております。

28ページ、第5章です。第5章は最初に3つの視点を基本として、「目指すべき姿」の実現に向けて7つの取組を進めるということで、すべての関係者が一体となって、目指すべき姿の実現に取り組むと、そういう形で始めております。そして7つの取組の方向性を並べまして、一つ一つの話に入っております。

まず、提言1として、「ひきこもりへの理解促進のための都民や関係者への普及啓発」です。この後、各提言それぞれに目指すべき姿というものを並べておまして、提言1では、ひきこもりへの偏見や差別的な対応がなく、地域において人と人とのつながりや助け合いの重要性が浸透しており、当事者や家族が安心して相談・支援を利用できるとしておまして、都と区市町村が取り組むべき事項を記載しています。

次に29ページ、提言2です。提言2は、「相談窓口の明確化と当事者・家族に適切に届く効果的な情報発信」としまして、目指すべき姿は、身近な地域において、相談窓口

が明確化・周知されており、当事者や家族が、必要な時にそれぞれの状況にあった相談・支援を求めるための情報を得ることができるとしています。

続きまして、30ページです。提言3は、「身近な地域における相談体制の充実と適切な支援機関の紹介」ということで、ここでは目指すべき姿として、身近な地域において相談ができる体制が構築されており、当事者や家族が、安心して相談・支援を利用でき、適切なアセスメントを受けることができるということ、二つ目の柱は、アセスメントのところから入っています。

31ページに移ります。31ページ、提言4は「多様な社会参加の場の充実」ということで、こちらは、当事者や家族が、人と人とのつながりなどを通じて、自己肯定感、自尊感情を取り戻し、生きる意欲を高め、社会とつながることができることを、目指すべき姿としています。こちらの章では、就労ありきではなくて、自己肯定感、自尊感情を取り戻すという観点で、いくつか取組を記載しています。

提言5は、「当事者・家族との信頼関係の構築と継続的支援」です。こちらの目指すべき姿は、身近な地域において、当事者・家族それぞれの状況に応じて、支援機関が寄り添いながら継続して支援する体制が整っているという観点で記載をしまして、アウトリーチについては考慮が必要であるとか、社会参加に向けて、その後も支援の継続などの配慮が必要などを記載しています。

次のページに行きまして、提言6です。提言6は、「当事者・家族に寄り添う相談員・支援員の支援スキルの向上」ということで、提言3から5までを実現するに当たって、目指すべき姿としては、身近な地域において、相談員・支援員が、当事者や家族に寄り添い、適切に支援を行うことができると、こういう姿を目指してまいりたいと考えています。

最後に33ページの下、提言7でございます。「地域における連携ネットワークの構築」ということで、当事者や家族が身近な地域において必要な支援が受けられるよう、多様な関係機関同士が十分に連携していると、こういった姿を目指してまいりたいと考えています。

最後に35ページ、「おわりに」です。こちらには、これまでの検討状況を記載した上で、丸の三つ目、今後、都内の全ての区市町村において、ひきこもりに係る支援が具体化されるように、東京都は区市町村の取組状況を確認し、好事例を共有しながら、幅広い人材育成と支援を進めていく必要があると記載しています。提言について、簡単な説明ですが、以上です。

○笠井会長 御説明ありがとうございました。

それでは、この提言案に対して、御発言のある方、お願いいたします。先ほど、上田委員、提言のところでも御意見をいただけるということだったので、よろしかったら、どうぞ。

○上田委員 ありがとうございます。まず、提言案を聞いていて、このような目指すべき

姿になっていけば、本当に素晴らしいことだと思っております。そこで、幾つか気づいた点を述べさせていただきます。

まず、17ページについて、KHJとUX会議の取組を取り上げていただきました。こちらですが、KHJの取組の中で、やはり一番大事にしているもう一つの柱を、加えたいと思っております。それは、地域で孤立しない地域家族会です。その地域家族会では、ひきこもり経験のある本人や親が、ピアサポーターとなり、居場所や家族会で活動しています。彼らは自分の経験を基に、一人ひとりの心情に寄り添い、悩みに共感し合っており、自分の経験的知識から得た気づきを語ったり、本人や家族が今必要な情報提供や、おしゃべりや、そういった茶話会などを通じて、自然に、押しつけでないアドバイスをしたりもしています。また、息長く、本当に切れ目のないといったところで、本人、家族のペースで寄り添い続けていけることが強みであると感じておりますので、そこも加えていただけるとありがたく存じます。

続きまして、25ページの、社会全体へのメッセージについて、本当にここは、一般の方に偏見を少しでもなくしていただければ、非常に重要な情報発信になると思うんですが、一つ追加の御提案といたしまして、まず、ひきこもりは状態像であります。ひきこもりだから問題だというふうには、ひきこもること自体を問題視するのではなく、ひきこもらざるを得ない状況、ひきこもることによって生じる困り事に、まずは耳を傾ける。そして悩んでいても、困っていても、SOSを出せずにいる心情に理解を向けるということが重要だと思っております。あの人はひきこもっているからと、悪いものを見るかのような目で問題視をするのではなく、ひきこもらざるを得ない状況からの困り事に、まず耳を傾けるというところを、追加していただきたいと思っております。

お時間もありますので、次に参りますと、26ページ、家族支援を取り上げていただいております。ここはきめ細かな支援というところの状態、状況に応じたきめ細かな支援に何が必要かといった視点で、家族支援の部分について、3項目追加できればと御提案いたします。まず、家族も複合的な課題を抱えている場合があり、支援を必要としています。また、家族関係のこじれから、心労や傷つき、将来への不安や焦りも強くあります。そういった家族が、まず落ち着いて心のゆとりを回復させるために、家族の一人ひとりの心情に寄り添った家族相談が、非常に重要であるということを追加していただきたいです。

もう一つは、先ほど提言にもありましたが、やはり、本人に唯一接することができる家族が、本人の状況を理解して、本人が生きようと思う意欲を取り戻していく回復過程を、家族も知っていく必要があると思っております。そういう身近に接する家族が、早期に適切な関わり方を得ていくような、親の学習や講座などの学びの場が必要であると思っております。親の学習を通じて、家族も本人との良好な関係を少しずつ取り戻していくことで、家族も安心感や自尊心を取り戻し始めます。そうすることによって、本人が第三者や外部の支援や資源とつながりやすくなっていく、このプロセスも追加していただける

とありがたいです。

最後に、家族支援の手法について、家族会だけでなく、家族グループや家族教室などへの参加が有効であるという点です。家族が社会から孤立せず、支援と途切れないうちには、家族同士支え合ってエンパワメントしていく場が必要不可欠であるということ、ひきこもりは本当に息の長い伴走的な支援が必要です。本人を不安と焦りで追い詰めてしまわないために、家族も、途切れないうちの回復の場所、居場所が必要なんです。そこに希望を、また明日から頑張ろうという希望を見いだしていける、そこに都内のひきこもりの地域家族会が連携して行っている。地域家族会の連絡協議会の情報なども、掲載ができるとありがたいなと思っております。そういったところからのきめ細かい支援について、ぜひご理解いただき、支援に関わる方、自治体の方皆さんにも広く知っていただきたいと思っております。

あと、短くすみません。28ページの普及啓発、29ページの情報発信、30ページの適切な支援機関の紹介について、先ほども申し上げましたが、ひきこもりサポートネットのホームページから、相談に訪れる方、これからもコロナ禍でも多くいらっしゃると思うのですが、やはり、現在は若者の色がちょっと強い。また、外部のリンクが、就労関係の団体のリンクが非常に集中してしまっておりまして、就労への不安がある方には、なかなかアクセスしづらい内容になっているかなと感じています。居場所の情報や学びたい人の、自分も何か学びたいと思っている方、それから、働く前にボランティアなどをしてみたいといった、その人一人ひとりに合った多様な社会参加の情報を、ぜひ掲載していただけるような情報発信を望んでおります。以上でございます。よろしくお願いたします。

○笠井会長 上田委員、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。林委員、どうぞ。

○林委員 私から2点お話をさせてください。

その前に、全体を通して読んだときに、長年、不登校、ひきこもりに関わってきた者としては、本当にここまでようやくたどり着いたというか、本当にすばらしい中身だなと思って、非常にうれしく感激しています。よくこれをつくってくださったということ、とてもうれしく思っていますので、そのことはまずお伝えしたいと思えます。本当にありがとうございます。

その上で、2点なんですけれども、6ページ目の一番下のところに、6か月を経過してから支援を行うのではなく、6か月以前から必要に応じて適切な支援が必要であることを付記しておくという一文がありますが、これは、確かにそういう面もあるかなとは思いますが、これを載せる必要があるかなというところが引っかかっています。これを取ってくださいということではなくて、ちょっと引っかかっているという感じです。あえて、6か月より前に支援が必要ということを使う必要があるかどうかというのが、ちょっと気になっているところです。個人的には、6か月くらいはゆっくりしていきたい

ので、誰からもあまり何も言われたくないなというのはあるかなと感じたところです。

それからもう1点は、提言7にあります、地域における連携ネットワークについて、これは本当に大切だと思っていて、今日もお話に出ましたように、ひきこもりサポートネットを通じてだとしても、やはり地域の中で支援の窓口にたどり着く、近いところで、というのはとても大事だと思うんですね。ですが、私も今、都内のいくつかの市と連携させていただいている中で、やはり自治体によって温度差があるんですよ。どこの市にも、ひきこもりの人がいないわけは絶対にはないんですけども、お話をしていると、いや、誰も相談に来ないし、うちの市にはほとんどひきこもりはいないんじゃないかと思っていそうなことを、感じることもあります。ですので、23区、それから市町で、この連携を進めていく上で、都に本当にプッシュしていただきたい。どこの自治体にもひきこもりの人は絶対にいるし、支援が必要なんだということを、言っていただけたらなということをおもいました。以上です。ありがとうございます。

○笠井会長 林委員、どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。東出委員、どうぞ。

○東出委員 中部総合精神保健福祉センターの東出です。先ほど、上田委員や林委員がおっしゃったような、特に第4章は、基本的考え方として、御本人主体のメッセージを強く出してくださっているのではないかと思います。私のほうでは、アウトリーチに関する部分ですが、32ページの提言5の中に、アウトリーチの在り方に関して書き込まれているかと思えます。提言3に当たるかと思うんですが、アウトリーチ体制、まだまだ整備されているとは言い難いのではないかと思います。ですので、支援体制の構築という提言3の中に、身近な地域における継続的なアウトリーチ体制の整備を、入れていただけるといいかなと思いました。

あと、もう1点なんですが、提言4の、多様な社会参加の場の充実について、とてもいい内容で、読み間違える人はいないと思うんですが、社会参加をしなければならないみたい、提言を受け止められると困るかなというところで、初めの丸の、社会とつながる機会を増やすことは、という辺りのところで、なお書きで結構ですので、多様な生き方を尊重し、社会参加においては本人の意思に沿って進めることが前提であるというように、社会参加をしない生き方もあるということも、必要かなと思えます。もちろん、情報提供や働きかけという点では、もちろん孤立しない支援というのは大事なんですが、つながっていなければいけないみたいなメッセージに、取られなければいいかなと思いました。提言4の中で、32ページに、就労に関するところもありますけれども、特にコロナ禍ということもあって、コロナ禍の前から、在宅での仕事、ひきこもっている方でやっていらっしゃる会社ですとか、そういうところも出てきたり、多様な働き方に、在宅での仕事などというのも、はっきり打ち出させていただいてもいいのかなと思いました。以上です。

○笠井会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 ありがとうございます。私も、今回の提言、非常に素晴らしいと感じましたし、ぜひともこの内容に関しては、いろんな自治体で部分的にも共有できればと思います。その中で、細かいところですけれども、29ページ、民間事業者のトラブルに関してなんですけれども、実際問題、これについてどこまで対応が可能かというところが、疑問だったんですよ。つまり、問題事業者の名前を上げて情報共有するというのが、果たしてどこまで可能かというところが、いろいろ疑問がありまして。もちろん、利用者から提訴されたりとか、告訴されたりとかそういう状況があって、その後でやる分には問題ないかもしれませんが、例えば、被害届があった段階で、果たしてそこまでできるかどうかというところが、私はしてもいいと思うんですが、都としてできるかどうかというところが、非常に懸念するところだったので、具体的にどのようにするのかということが、もうちょっと書き込んでいると分かりやすいかなと思いました。

もう2点あるんですけれども、一つは、今回、切れ目のない支援ということが非常に強調されていて、これは非常に素晴らしいと思うんですが、私が懸念しております最大の懸念は、やはり親亡き後です。親亡き後の言及がいくつかありますけれども、最大の問題はやっぱり、経済的な活動が停止してしまうということで、我々としては、ライフプランを、ファイナンシャルプランナーの協力で早い段階で策定して、それで経済的なサポートをどこまで継続できるかということを検討するというところまでやっておりますし、もちろん、どこの時点で福祉サービスを利用するかということも検討しているんですけれども、こういった提言にちょっと書きづらいことかもしれないんですが、やはり切れ目のない支援をうたう以上は、もう8050という言葉が出てきておりますように、親亡き後の問題は、もう目前に迫っているということが考えられるわけですね。実際に親御さんが亡くなった後は、これはもう、福祉サービスを頼るしかないという状況が考えられるわけです。ただ問題は、私どもの経験の範囲で言いますと、ひきこもり当事者は非常に自責感が強くて、自分から積極的にサービスを利用できる人が、非常に少ないと思います。そういった方がサービス利用を諦めてしまいますと、結局、孤独死とか衰弱死とかそういうケースが待っている。これは、切れ目のない支援をうたう以上、避けなければならない事態だと思うんですが、これを避けるためには、やっぱり、はっきりと、親亡き後は福祉サービスにつなぐこともあっていいと。例えば、彼らは、親御さんが年金保険料を払っていますので、65歳以上だったらいわゆる年金を受けられるということもありますし、生活保護というのも考えていいと思うんですけれども。そこまで踏み込んで書くのが問題という考え方もあるかもしれませんが、私は、切れ目のない支援をうたう以上は、親亡き後を視野に入れられないということはありませんので、場合によっては、そういったサービスを受ける支援もやりますよということを、取り入れてもいいんじゃないかと考えております。

それからもう1点です。家族支援が触れられているのがもちろんいいんですけれども、

若干、記述が薄いと思います。家族支援ひきこもり支援の中核部分に当たるかなと思うところもあって、いまだに医療機関が家族相談を受け付けないことは大いに問題だという気はしているんですけども、それは置いておきまして、もうちょっと、家族支援の在り方に関して、記述を厚くしてもいいかなと考えております。もちろん、家族会とか家族教室とかそういったところに支援するというやり方もありなんですけれども、支援者が家族を支援する場合の基本的な方針というのは、どうあるべきかみたいなことについても、ある程度記述してあってもいいのかなというふうに思いました。以上です。

○笠井会長 斎藤委員、どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。中島委員、どうぞ。

○中島委員 ありがとうございます。文京学院大学の中島です。家族支援について、私も大事だと思っておりまして、この協議会でも議論になったと思うんですけども、どうしても支援する側にお金が出るという形が、どうしてもあって、相談機関に対する補助もそうだと思うんですけど、思い切った支援者への、いわゆる家族、家族や当事者を支援するというメッセージからすると、もっとそこに支援が届くといいますか、お金が行くようなメッセージがあってもいいかなと、正直思っています。当事者活動や家族の活動に支援が、通常は福祉の予算というのは、相談窓口ですとか何かの事業につくということが多いんですけども、なぜこんなことを言うかという、やはりまだ、窓口が問題を見るという視点が強いですよね。問題を見て、問題を解決。人を見るよりも問題を見てしまうところがあったり、あるいは、様々な指摘をされているように、ひきこもりということを問題視してしまって、アプローチしてしまうところが強いので、そこをやはり転換しないと、せっかくネットワークをつくっても、いい相談ができないということになってしまうので、この部分は少し、提言に盛り込むのか、今後の都の事業にどう入れ込むのかというのは、少し中長期でもいいと思うんですけども、御検討いただきたいなと思ったのが1点です。

2点目は、6か月未満の支援について、林委員からは、もう少しゆっくりしてもいいんじゃないかという御意見もあって、そうとも思うんですけど、私としては、必要に応じてというところで、6か月前の支援、例えば、仕事の人間関係でひきこもり始めた人などは、早めの支援がいい場合もあるので、そこは少し柔軟に書いていただいてもいいかなと思いました。御検討いただければと思います。以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村真理委員 私からは2点ほどお話をさせていただきたく思います。

まず、34ページの様々な関係機関との連携づくりについて。身近な地域において、相談体制の充実とともに、多様な関係機関による連携づくりを推進する必要がある、身近な地域で行政サービスが受けられることには大変なメリットがあるということ。身近な

地域で支えがあることの重要性ということもあるんですが、これまでの議論の中で、必ずしも身近な地域での相談ではなく、隣や遠方での相談であるとか、近いところではかえって相談しづらいために、ほかの地域に行って相談をすることがあります。実際に私もそういう体験を、身近で目にしておりますので、そういう意味では、広域な支援体制とか、相談体制であるとか、就労に関しても、必ずしも身近な地域で就労しているわけではないという事情もありますので、そのような記述がどこかにあるとよいのではないかと思いました。

もう1点が、家族会への支援について、斎藤先生からも御指摘があったように、家族会を維持することが大変である事情について。かなりの手弁当であり、本当にボランティア活動でやっていらっしゃるし、何らかの補助金を得なければ、自分たちの交通費すら、ままならないような状態です。果たして自分たちが責任者というか、世話人を降りてしまったら、後を継いでくださる方があるのだろうか。こんなに公共的な役割を担っていらっしゃる家族会が、例えば、無料で会場を借りることができるとか、八王子市であれば八王子市の名義を借りて講演会をすとか、そのようなバックアップ、サポート体制、経済的にも、精神的にも、それから場所の提供といったこともハード面とソフト面に関するサポート体制について、どこか言及があるとよいと思いました。以上です。ありがとうございました。

○笠井会長 中村委員、ありがとうございました。向山委員、どうぞ。

○向山委員 何点かあるんですが、窓口の明確化というのは非常に重要で、なかなか相談にたどり着けない方が多いので、こういう状態であれば、とにかくここで相談を受け止めますよということが大事なんですが、この協議会の中でも何回も出てきたように、どこか窓口を行政で明確化すると、ほかが一斉に後ろを向いて、あそこがあるんだからという形で、引いてしまうことがあるんですね。やっぱりそれが危惧されるので、ほかの文脈からも読み取れるんですが、ぜひ、重層的な支援の必要性というのを、どこかきちんと入れていただきたいなということが1点です。

それから、先ほど斎藤委員もおっしゃっていたんですが、医療機関に御家族が相談にいらしても、なかなか相談を受けていただくことが難しく、今、東京都で、例えば、精神科医療連携推進事業という既存の事業があつて、研修などを行っていて、いろいろなリストもつくっているんですが、そういった中で、実は家族相談を受けているというところが、そもそも、ひきこもりのそういう調査自体はされていないこともありますので、既存事業を手厚く、もう一度足元を見直すということは、当事者や御家族のいろんな相談や行き場、選択肢の広がりという点で非常に重要なので、ここをぜひ強調していただきたいなと思っています。

それから最後に、今、私たち、ほかの分野では、御本人が相談に来てくれたときに、交通費を支払うようなことで、インセンティブとかを、本当に気軽に、相談に来るに当たって親御さんからお小遣いをもらうのは、非常に逡巡するような方も多くいらっしや

るので、そういったインセンティブというか、何かできないのかなというようなことも考えておりました。すみません。まとめてお話をしました。ありがとうございます。以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 八王子市の遠藤です。自立相談支援機関としての支援活動、それから八王子市での取組から、幾つかお話しさせていただきたいと思います。

まず、提言2、相談窓口の明確化について、確かに、今、相談窓口として八王子では、保健所、子ども家庭支援センター、それから子ども自立相談支援機関が窓口になっているんですけども、ただ実際、ひきこもりの方の相談というのが、例えば、社会福祉協議会の地域における相談窓口、あるいは民生委員さんというところに上がってくることが結構あります。そういう意味では、相談窓口と実際に相談に来られる場所との、少しずれがある中では、後ほど出てまいりますネットワークづくりの中では、それが一元化できるというところがあるんですけども、私は相談窓口を明確化するとともに、市内のいろいろな相談窓口が、ある意味ゲートキーパーになっていただいて、そういうひきこもりの方の御相談があった場合には、子どもあるいは保健所などにつなげていただくような中間的な窓口が、もっと地域にいろいろ広がっていくと、相談に来られる親御さんや当事者の方も、もっと相談しやすくなるのかなというところで、自殺予防などで今、ゲートキーパーの必要性が高まっておりますので、そういう仕組みが、ひきこもりの方の御支援にも活用できるのではないかなと思っています。

それから提言3で、関係機関のネットワーク、連携の重要性、これはもう、申すべきことではなく、本当に重要なところなんですけれども、ただ一つ、以前、私からも発言させていただいた中で、情報の共有という問題があります。それぞれの支援機関が得た情報は、基本的には守秘義務によって守られなければいけない。ただ、ひきこもりの方の支援もそうなんですけれども、やはり地域支援においては、いかに情報を共有化していくか、これもやっぱり重要な問題になります。そういう意味で、東京都で作っていただいたリーフレットで、八王子の取組を御紹介させていただいたんですけども、八王子で、今ひきこもりの方の支援協議会、各関係機関、家族会の方にも御参加いただいて開催しているんですけども、今年度から、社会福祉法の支援会議の枠組みになりました。支援会議というのは、御本人様の御承諾がなくても情報の共有ができるという仕組みですけれども、そういう意味では、ひきこもりの当事者の方、情報共有の御承諾をいただくのはかなりハードルが高いんですけども、事前に情報の共有、それから支援の検討ができるような、一応枠組みを、今、八王子では構築をしております。ただ、まだ、具体的にどのように活用するかは検討課題になっているんですけども、個人情報の管理、それから情報共有の問題については、かなり重要な問題だと思います。

3点目なんですけれども、提言4で、多様な社会参加の場の充実ということで、就労

を希望する当事者には、体験談の共有、生活困窮者自立支援制度の活用などを進めつつというところがあるんですけども、私ども、生活困窮者自立支援制度の中で、就労準備支援、あるいは就労訓練事業などを実施しております。ただ、参加される当事者には、全てが就労を希望している方だけではありません。地域参加の一つ、社会参加の一つとして、就労準備支援あるいは就労訓練事業を御利用されている方もいらっしゃいます。また、そういう訓練、事業に参加された方が、就労にはつながらなかったけれども、社会参加ができたというような事例もあります。以前、家族会、当事者団体から、どうしても私たち、生活困窮者自立支援制度、全て就労支援というような枠組みになっているところがあって、提言4のその前にも、全ての方が就労を望んでいるわけではない、就労ありきの支援というのは、ちょっと弊害がある、最もなことなんですけれども、ただ私たち実際の支援においては、就労を希望されていない方にも、生活困窮者自立支援制度の活用を勧めているところを、少し、お含みおきをいただければと思います。参考までに申し上げますと、今申し上げました就労訓練事業、地域のいろんな事業者さん、会社さん、団体さんに、ステップアップとしての訓練をお願いしているんですけども、実は、東京都八王子は中核市ですので、八王子市は独自に事業者さんの認定をさせていただいていますけれども、東京都では、もう100以上、事業者の認定をしています。ただ残念ながら、あまり活用されていない。これは東京都だけではなくて、全国でもそうなんですけれども、逆に八王子では、今、20か所ぐらい認定をお願いしておりますけれども、かなり、ひきこもりの方のご支援に活用させていただいて、効果も出ているというところもありますので、今後、ひきこもりの方の御支援に当たっては、こういう部分の活用というの、一つポイントになるのではないかなと思っております。以上です。

○笠井会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

そろそろお時間が来ておりますので、ほかに、この機会にどうしてもということがございますでしょうか。では最後に、森委員、どうぞ。

○森委員 時間が押しているところ恐縮です。手短に済ませます。6ページで、今回、地域共生社会という関係のことを取り上げていただいたことは、大きな前進だと思っております。ぜひ、資料3の概要版でも、地域共生社会を目指していくという、そこら辺の視点を入れていただけたらというのが1点です。

あと、提言4の参加の支援のことについて、私どもも、区市町村社協の皆さんと、参加の支援のことについて悩みを聞いておりますと、一つの視点として、参加の支援の場を、周りのあだこうだと考えてつくっていくというのもあるんですけど、当事者の方にも、参加の支援の場づくりそのものに参加してもらいたいということもあるのかなと思います。そういった視点も含めて、地域共生社会づくりという概念を、提言4とか、あるいは6と7のところについてもどんどん取組みとして活かしていただきたく思います。先ほど中島委員が貴重な「どうしても問題と見がちだよな」というところの、

相談員の持つべきスキルにおいても地域共生社会という視点のものを、どんどんこれから膨らませていくべきだと思います。とにもかくにも、皆さんがおっしゃるように、ここまで出発点として作り上げてくださったということ自体が、まずスタートだと思いますので、これから、そういったところに進んでいければと思っております。私からは以上です。

○笠井会長 森委員、ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

皆様から大変貴重な御意見をいただきまして、文言の修正等については、これから事務局と私で調整させていただいて、取り入れさせていただきたいと思います。また、今日の御意見は、具体的な文言の修正にとどまらず、施策についての御示唆などもたくさんありましたので、そうしたものについては今回の議事録にきちっと残して、また東京都に具体策を検討していただきたいなと思っております。そして、これから、提言を取りまとめるわけなんですけれども、最終的な調整等は、私と東京都にお任せいただいてもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ほかに御意見は大丈夫でしょうか。

それでは、今日の議論はここまでなんですが、東京都に一旦お戻しします。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。長時間にわたりまして、本当に貴重な御意見、活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。

事務局からの連絡事項でございます。今回いただいた御意見を踏まえまして、提言案を修正したいと思います。結果、先生がおっしゃったように、施策そのものの部分は、議事録への記載にさせていただく部分はあるかとは思いますが、極力、反映をさせていただきまして、最後、8月以降に提言として取りまとめたものとさせていただき、お示ししたいと考えています。事務局からは以上です。

○笠井会長 事務局、ありがとうございました。それでは皆様、本日は大変貴重な御意見を、提言案に対していただきまして、ありがとうございます。本日は閉会いたしますが、皆様、くれぐれも今後ともお気をつけてお過ごしください。どうぞよろしくお願ひします。失礼いたします。

(午後6時13分 閉会)